

第7回評価分科会 議事録

1 日 時 令和2年3月25日（水）15:58～16:47

2 場 所 総務省第二庁舎7階大会議室

3 出席者

【委員】

樫 広計（分科会会長）、岩下 真理（分科会長代理）

【臨時委員】

久我 尚子、山本 渉、美添 泰人

【専門委員】

神林 龍

【審議協力者】

総務省統計研究研修所新規情報活用技術研究官、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課課長補佐、厚生労働省政策統括官付参事官付統計企画調整室室長補佐、農林水産省大臣官房統計部企画管理官補佐（統計調整班担当）、経済産業省大臣官房調査統計グループ統計企画室参事官補佐、国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐、東京都総務局統計部調整課長

【事務局（総務省）】

統計委員会担当室：櫻川室長、栗原次長、鈴木次長、福田補佐、増成補佐

4 議 事

（1）令和元年度 統計委員会評価分科会審議結果報告書（案）（第5回～第7回審議分）について

（2）その他

5 議事録

○樫分科会長 定刻より少し早いのですが、委員の皆様方全員そろいましたので、第7回の評価分科会を開催します。

お集まりの皆様方におかれましては、御多忙の中御出席を感謝申し上げます。

それでは、本日用意されている資料について、事務局から簡単に説明をお願いします。

○福田総務省統計委員会担当室室長補佐 説明させていただきます。令和元年度統計委員会評価分科会審議結果報告書（案）（第5回～第7回審議分）が資料、その他参考資料として、第6回評価分科会議事概要を準備しています。また、席上配布資料ですが、美添臨時委員より「賃金構造統計における労働者数の推定法（メモ）」が提出されています。

資料の確認は以上です。

○樫分科会長 それでは、議事に入りたいと思います。

まず第1の議題としまして、これまでの議論を行ってきた事項に関します審議結果報告書案の取りまとめを行います。報告書案について、事務局から説明をお願いします。

○栗原総務省統計委員会担当室次長 説明させていただきます。こちらの審議結果報告書を御覧いただければと思います。

第5回から第7回の審議結果を取りまとめたものですが、表紙をおめくりいただきまして、「はじめに」と、目次と続いておりまして、本編とある3ページから5ページにかけて検討の経緯を記しています。6ページからが調査ごとの審議結果について記述しています。

まず、法人企業統計調査の欠測への対応に関する検討です。

(1)の取組の現状ですが、同調査では売上等の主要項目の記載があることを前提に、一部未回答状態の項目が発生している場合当該一部非回答の項目に0値補完をしていることについて、過小推計につながるおそれもあるため、第Ⅲ期基本計画による欠測値の補完方法の改善方策の検討に、0値補完の検証も含めることが必要と指摘されています。

これに対する財務省の取組は、回答の値が「0」である場合と欠測値の場合の区別について、両者を区分して把握することとし、必要な予算措置やシステム改修後に対応することとしています。

また、学識経験者を交えた研究会にて一部非回答項目の0値補完について検証を行い、その影響は軽微であるとの結論を得ています。

その他、年次別調査の審査事務及び計数照会事務におけるEDINET情報等の一層の活用による精度向上や、学識経験者等の研究により、欠測企業に係る当該調査期以前に得られた過去データの利用に係る研究を引き続き行うこととしています。

そして、(2)の評価及び課題解決に向けた今後の取組の方向性が評価分科会の審議結果をまとめたところですが、一部の未回答となっている項目に0値を補完している点について、回答の値が「0」である場合と「0」値を補完している場合とを区分して把握することとしたことを評価するとしています。

また、財務省が学識経験者を交えた研究会において一部非回答項目に対する0値補完について、他の補完方法との比較検証を行い、その影響は軽微であることを明らかにした上で、一部項目の未回答に対する0値補完に特段の問題はないとしている点は妥当であるとしています。

続きまして、民間給与実態調査です。同調査については、源泉徴収義務者から報告を受けた給与所得者の情報において一部非回答が発生した場合、当該情報全体を集計対象外とした上でウェイト調整を行っているが、単一補完を行うことで集計対象外とした情報を利用できる余地もあると考えられることから、30年度に有識者の意見を聞く等により改善の余地の有無について判断を行うことが必要と指摘されています。

これに対する財務省の取組は、単一補完の方法について外部有識者へ意見を聴取し、源泉徴収義務者用の調査票において、一部無回答が発生している割合は調査対象となる源泉徴収義務者の0.6%程度と極めて少ないことから、調査結果に与える影響は少ないと示唆を受けています。その一方で、当該記載対象者の漏れ等がランダムに発生しているのでは

れば、記載してある人数と当該事業所の給与所得者数を基に復元を行うことが可能との示唆を受け、令和元年分調査における標本設計の変更に対応したシステム改修に合わせて、示唆どおりの復元処理を行えるよう改修を行う予定としています。

なお、給与所得者用調査票における個別項目の一部無回答については、0.2～0.3%程度と数も少なく、影響も軽微なため、件数次第ではその者を除いたところで同様の復元処理も可能との示唆を受けており、上記システム改修後の調査結果を踏まえ、引き続き検討を行うこととしています。

また、令和元年分調査から事業者の保有する源泉徴収等の情報を調査票に転記するツールを提供するなど、報告者負担の軽減・記入誤りの削減のための取組を実施しています。

評価及び課題解決に向けた今後の取組の方向性としては、財務省が外部有識者へ意見を聴取し、一部無回答が発生している割合は極めて少ないことから単一補完による統計精度の向上への寄与はそれほど大きくない一方で、源泉徴収義務者用の調査票の一部無回答については、記載してある人数と当該事業所の給与所得者数を基に復元を行うことが可能との示唆を踏まえ、当該復元処理を行えるようシステム改修を行うこととしていることは妥当であるとしています。

また、復元処理の方法については、個別事業所ごとに当該事業所の給与所得者数と回答した給与所得者数の比を用いて復元することとしています。更なる改善に向け、層内の事業所の給与所得者数の合計と回答した給与所得者数の比を用いて復元した場合との比較検証を行うことを推奨するとしています。

なお、事業者の保有する源泉徴収票等の情報を調査票に転記するツールの提供を開始したことは、報告者負担を軽減し、回収率の向上に寄与するとともに、調査票提出段階でエラーチェックを行うための正確性の確保にも寄与することが期待されるとしています。

3番の造船造機統計調査です。こちらの調査は、回収率約75～80%ですが、全部無回答に対し、単一補完やウエイト調整などの欠測値への対応が行われることなく、得られた回答のみで単純合算集計が行われており、調査結果が過小となっている懸念があると指摘されています。一方、同調査では、調査対象に廃業事業所等が含まれる可能性があり当該廃業事業所が回収率を下げている可能性もあるため、30年度に調査対象事業所の休業及び廃業の状況を確認し、捕捉状態の検証を行うことが必要であるとされています。

これに対する国土交通省の取組は、30年度から、調査対象名簿の適正性を確認するため、休業状況等を確認、現地訪問や電話による確認、現行調査対象名簿と28年度経済センサスー活動調査の調査票情報との突き合わせをした結果、実質廃業等の事業所を除いた回収率が9割以上であることを確認しています。また、「調査対象」であることを確認した全部無回答事業所（経済センサスー活動調査とマッチングして一致した事業所）の経済センサスー活動調査の調査票情報の品目別製造品出荷額を造船造機統計調査の回答事業所の単純合算集計である調査結果と比較したところ、造船調査・造機調査とも無回答事業所の出荷額は回答事業所の1%以内であることを確認しています。

以上の点を踏まえ、欠測値補完は行わず、更なる督促の強化をもって統計の品質向上を図ることとしています。なお、休業及び廃業状況の確認を定期的に現地訪問や電話による

確認等を行い、調査対象名簿の適正性を維持していくこととしています。

これに対する評価及び課題解決に向けた今後の取組の方向性ですが、国土交通省が、現地訪問や電話による確認及び現行調査対象名簿と平成 28 年度の経済センサスー活動調査における調査票情報との突き合わせにより、調査対象名簿の適正性を確認したことは適当である。その結果、実質廃業等の事業所を除いた回収率が 9 割以上であること、経済センサスー活動調査の調査票情報を用いた比較により売上高の 99%以上を補足できていることが確認できたことから、欠測値の補完は行わないものの、今後も、休業及び廃業状況の確認を定期的に現地訪問や電話による確認等を行い、調査対象名簿の適正性を維持していくこととしていることは適当であるとしています。

なお、売上高で見た場合には大部分が捕捉できていることなど統計の信頼性を示すために、公表数値に係る捕捉状況等に関する情報も対外的に発信することについて検討することが適当であるとしています。

続きまして、自動車輸送統計調査のバス関連です。こちらの調査については、明確な使用期限を定めることなく過去の回答結果を使用した単一補完が行われており、長期にわたってデータを使用し続けた場合、統計精度の悪化につながる懸念があるため、第Ⅲ期基本計画の調査そのものの見直しと並行して、データの使用期限も含めて検証を行うことが必要であると指摘されています。

これに対する国土交通省の取組としては、29 年度において、更なる精度向上に向けた新たな補完手法の検討等を行い、新たな補完方法として、事業所を地域別・保有車両数規模別に層分けし、同一層の事業所データより前月比を推計し、欠測した事業所の前月分の輸送量に乗じる方法を採用することとしています。

これに対する評価及び課題解決に向けた今後の取組の方向性ですが、国土交通省が、新たな補完方法として、複数の補完方法を比較検証し、事業所を地域別・保有車両数規模別に層化して、同一層の事業所データより前月比を推計の上、欠測した事業所の前月分の輸送量に乗じる方法を採用することとした対応については妥当である。また、無回答が続いた場合、当該方法により連続補完する場合のデータ使用期限を定めた点についても評価するとしています。

5 番の自動車輸送統計調査、貨物営業用自動車関連です。こちらの調査では、一部の調査票様式について回収率が 50%を下回るなど、統計技術的な対応では補正し切れない状態に置かれていることから、基本計画による調査そのものの見直しと併せて推計方法や欠測値への対応についても検討を行い、結論を得る必要があると指摘されています。

これに対する国土交通省の取組として、回収率が 50%を下回っていた貨物営業用自動車（トラック）調査について、回収率向上に向けた報告者負担の軽減、結果精度の確保・向上等を図るため、調査単位を事業所から自動車として事業所票を廃止し、調査期間を 1 月から 7 日間とする調査手法に変更することなどを実施することとしています。

上述の手法により行った予備的調査において、事業所票の廃止及び調査期間の短縮等による報告者負担の軽減により、調査票の想定回収率 60%をおおむね達成することが確認されたことから、令和 2 年 4 月調査から実施する新調査においても想定回収率達成と目標精

度の確保が見込まれると。

推計方法については、予備的調査の結果を踏まえ、行政記録情報（車検データ）を用いた比推定を導入することとしています。

これに対する評価及び課題解決に向けた今後の取組の方向性ですが、国土交通省が、新たな調査手法により予備的調査を実施し、回収率の向上を確認するとともに、精度の向上を図るため行政記録情報を用いた比推定を導入することとした対応については妥当であると。

なお、見直し後の調査計画においても貨物営業用自動車調査の目標回収率は60%程度であるため、報告者負担の軽減をより一層推進すること、また行政記録情報の活用可能性について検討することを推奨することとしています。

6番、建築着工統計の補正調査でございます。こちらの調査は、工事費予定額によるネイマン配分による標本配分法の導入等標本設計を見直すとともに、それに伴う抽出方法を含む調査方法等の変更に向けて、国土交通省において30年度に試験調査を実施し、必要な準備を進め、2021年1月に完成する建築物から見直し後の標本設計に基づき抽出された対象に切り替えて調査を開始することが必要であるとされています。

これに対する国土交通省の取組としましては、30年度に試験調査を記載のとおり実施したと。試験調査の結果、調査票の提出締切日の回収率が低く、特に個人からの回収率が低いという課題が明らかになったことから、見直し後の建築工事費調査の報告者を工事施工者とするなど、試験調査の方法から見直しを行っています。

なお、補正調査より名称変更した建築工事費調査について、令和2年1月の統計委員会において答申を受けていますが、標本設計の見直しに伴う都道府県別集計の廃止について、答申の中で、必要な検証を行うよう指摘を受けており、これについては今後、検証することとしています。

これに対する評価及び課題解決に向けた今後の方向性ですが、国土交通省が、精度検査報告書で整理された調査計画の改善案を踏まえ、調査方法等の変更に向けて、3年1月に完成する建築物から見直し後の標本設計に基づく調査対象として調査開始できるよう、30年度に試験調査を実施したことは適当である。また、試験調査の結果を踏まえ、見直し後の建築工事調査の報告者を工事施工者とする等、調査方法の必要な見直しを行ったことも妥当であると。なお、評価分科会としても、統計委員会の答申において指摘されている地域別集計の検証については検討すべき課題であると判断するところであり、国土交通省における対応に期待することとしています。

7番、賃金構造基本統計でございます。こちらは回収率が70%ですが、全部非回答に対し、単一補完やウエイト調整などの欠測値への対応が行われることなく線形推定が行われていて、この点について、基本計画に沿った見直しを進めることが必要であると指摘されています。

これに対する厚生労働省の取組としては、令和2年調査から、回収率を考慮した推計として、事業所が含まれる層の母集団事業所数に対する有効回答事業所数の割合の逆数を事業所復元倍率として用いる方法に変更することとしています。また、過去の調査結果との

接続性の観点から、平成 18 年まで遡って新たな復元方法によって集計した結果及び令和 2 年調査を従来の復元方法によって集計した結果を公表する予定としています。

これに対する評価及び課題解決に向けた今後の取組の方向性ですが、厚生労働省が、令和 2 年調査から、回収率を考慮した推計として、事業所が含まれる層の母集団事業所数に対する有効回答事業所数の割合の逆数を事業所復元倍率として用いる方法に変更することとしたことについては妥当であるとともに、過去の調査結果との接続性の観点から、平成 18 年まで遡って新たな復元方法によって集計した結果及び令和 2 年調査を従来の復元方法によって集計した結果を公表することとしたことを評価すると。

また、引き続き、統計情報の改善に向けて、同省内の他の調査統計の対応状況に係る情報の共有化や、有識者による検討会の活用により取組を進めていくことを推奨するとしています。

最後、8 番目、薬事工業生産動態統計調査です。こちらについては、生産がない場合に調査票を提出する必要がないとの運用がされていまして、「全部非回答」と「生産なし」が判別できない状態で、非回答も含めて一律に「生産なし」とみなして単純合算集計がなされている可能性がある。これについて、30 年 1 月の答申に沿った取組の必要があるとされています。

これに対する厚生労働省の取組は、31 年 1 月調査より、最終製品の生産の有無にかかわらず、全ての報告者から報告を求め、「全部非回答」と「生産なし」は判別できる状況となっています。回収率は約 95%。報告を求めるに当たっては、厚生労働省医政局経済課長通知を都道府県衛生部局宛てに発出して、全ての製造販売業者が調査票を提出する必要がある旨周知徹底を行ったところであると。

また、全製造販売業者に対して発出した文書、厚生労働省ホームページに掲載している調査票記入要領等において、生産等の実績がない場合でも調査票を提出する必要がある旨を明記するなどの取組を行っています。

これに対する評価及び課題解決に向けた今後の取組の方向性ですが、31 年 1 月調査より、最終製品の生産の有無にかかわらず、全ての報告者から報告を求め、「全部非回答」と「生産なし」を判別できる状況としたことについては妥当であると。さらに、各都道府県や全製造販売業者に対して発出した文書や調査票記入要領等への明記、調査客体向け説明会における説明により、生産等の実績がない場合でも調査票を提出する必要がある旨の周知徹底を行っていることは適当であると評価する。

また、今回の見直しによる結果への影響の程度を分析し、ユーザーにも分かるようにするなどにより統計の信頼性を高めていくことを推奨するとしています。

以上が、個別調査について御審議いただいたものをまとめた部分となります。

最後に 9 番ということ、14 ページの下段になりますけれども、令和 2 年度における評価分科会の取組についてとして、来年度の取組について記載しています。

1 つが精度検査報告書のフォローアップとして、これまでの一連の審議の続きとなりますが、令和 2 年度に検討期限を迎えるもの及び 2 年度から着手することとされている取組として、社会教育調査（民間体育施設）等について、その進捗状況を聴取し審議を行うこ

とと。

また、昨年になりますが、第1回から第4回の中で審議を行いました経済産業省生産動態統計調査について、報告書において指摘された事項の、自動車等の品目以外の2～3の品目について補完方法の検証を行うことについて、その結果を報告いただくこととしています。

また、(2)といたしまして、欠測への対応として利用可能な補完方法の整理としていますが、これまでの個別統計における欠測値への対応ということで順次御審議いただきましたが、それらを踏まえて、欠測の状況等に応じて利用可能な補完方法の選択肢など、統計作成の実務上参考となるような欠測値補完の方法・手順等を整理するという事で挙げさせていただいています。

また、欠測値への対応に関する各府省研究成果の共有化を引き続き進めるとしています。

○樫分科会長 ただ今の説明について、調査の取組の現状及び、この分科会における評価及び課題解決に関する今後の取組の方向性に関し、御質問あるいは御意見があればお願いいたします。

○美添臨時委員 ここに挙げられている1から8まで、丁寧にやっていただいたと思います。統計改革では、こういうことを、みずから継続できる体制を作っていくことが基本だと思います。そういう視点から言うと、各府省とも、指摘された課題には、ここで評価されているような、しっかりした対応ができたと思うのですが、そもそも、なぜ課題が指摘されることになったかという、統計部門の人材と予算が削られてきたことが、響いてきて、結局は、統計委員会に指摘され、統計センター等のお手伝いがある、いい結果が出せたという事例もあるわけです。

その視点から言うと、各府省でふだんから統計に関してどういう検討をしているのかが大事です。この1から8までの中で、法人企業統計は実に見事だと思います。専門家を集めて熱心な検討を継続的に毎年、やっている。法人企業統計に関しては、統計委員会に指摘されるまでもなく、みずから認識しているし、対策のための研究活動を実施していると思うのですが、それ以外はまだ、今回の指摘を受けたので対応した、あるいは協力を受けて対応したということですが、今後の課題は残っているわけです。評価のところを見ると、推奨する、検討が必要、検討、推進などという言葉が並んでいる。それが無いのは多分、法人企業統計だけだと思います。

各役所で、それなりの人材を確保し、統計の質を高めるのが統計改革の目的ですから、できれば、常設に近い検討会を設置して、統計ごとに定期的に検討することを本気で考えていただきたい。月次や四半期の場合は年に1回以上、年次調査は周期調査の場合は、周期期間中に数回程度は相当真剣に、外部の専門家も入れて検討しなければいけないのではないかという気がしています。それが、1番から8番までの評価に関して私が感じていることです。

9番の取組に関しては、今後フォローアップを同じように各府省の統計について点検するという事で、事務局には大変な負担だと思いますが、事務局の人的、予算的な手当ても含めて、やっていかなければいけないと思います。

取組の（２）で、課題として欠測値補完を挙げていることには賛成ですが、これは非常に長期的な課題です。学会との全面的な協力関係がなければ、事務局あるいは府省の中では負担が重過ぎるし、時代の最先端に追いつく努力だけでも大変だと思います。ここは学会との協力を進めるようにという含みで、書かれたものだと思います。

まとめて言うと、報告書そのものには賛成ですが、各府省でしっかり統計を作っていたことを期待するという期待が込められているものと思います。よろしくお願いします。

○樫分科会長 今後の統計委員会自体の役割も含めて、非常に参考になるかと存じます。

○久我臨時委員 評価の内容については、これまでの議論で意見させていただきましたので特にございませませんが、私の方では15ページの（２）番の最後の共有化を引き続き進めるということの重要性を強調させていただきたいと思います。

やはりヒアリングをさせていただく中で、各府省で温度感が大分違うなという印象を受けました。恐らく各府省での統計人材のスキルの違いもあるのではとも思いますし、方法・手順などが共有化されていないので、どうしたらいいか分からないというところもあったと思います。必ずしも全ての統計で同じ方法で欠測値への対応ができるわけではありませんが、困ったときに少し相談できる相手とか、事例集的なものが共有化されることは、今後一層重要なことだと思います。

そして併せて、方法・手順などの共有ということで、調査方法について、前回もオンライン化をもっと進めていけば、そもそも欠測がなくなるのではないかという意見をさせていただいたのですが、その欠測が郵送調査の方で多いのか、オンラインの方で多いのか。オンライン調査で制御していれば発生はしないと思うので、そのあたりの状況とか、オンライン化を進めることで結果、欠測がなくなっていますとか、回収率の向上を目的に制御をかけていないので、こういう状況ですといった、調査方法も含めた検討も有益なのではないかと思っています。

改めて報告書をざっと御説明を受けまして、以前から少し気になっていたのですが、表現が非回答、未回答、無回答というふうに3種類存在していて、回収側としては、未なのか非なのかというのは判別がつかないので、これまでの資料に基づく表現ではあるとは思いますが、可能なら全て無で統一してもいいのではないかと思います。

○樫分科会長 調査方法においてオンライン化が進むことによって、解決できる問題は非常に大きいということは本当にそのとおりだと思います。先ほどの非回答、未回答、無回答を統一していないという事は少し事務局と相談させていただいて、判断します。可能な限り統一していければと思います。

この、報告書自体については特に大きな問題はないけれども、むしろそれ以上に、先ほどの美添先生の御指摘は、PDCAとか、サポートをするきちっとした組織が、そもそも公的統計の中にあるかどうかという問題ですね。恐らく来年度以降、統計の中で中核組織として位置付けられているような組織体が各府省の統計をきちっとサポートするような体制が整備されることが期待されているところですが、そこに対して、学もきちっと貢献できるような役割を果たさなければいけないという事は、そのとおりかと思っています。

○神林専門委員 すごく細かいことなのですが、（２）の評価をするところの最後に付いて

いる動詞が、妥当であると適当であると2つ使われています。これは日本語的には違う意味なので、何かこう評価の意味を違えて、わざわざ書いているのかどうかは少し気になりました。期待すると推奨するもそうです。わざわざ書き分けているのであれば、意図があると思うのですが、いかがでしょう。

○栗原総務省統計委員会担当室次長 分かりづらくて済みません。もともと発想としては、指摘事項に対する判断に関するものは妥当であるとしています。指摘事項に対する対応方法に関するものは適当としています。推奨等については指摘事項をきちんと対応した上で、こういうこともやるのが好ましい等強弱の違いを加味して書いています。

○樫分科会長 審議結果報告書自体は、この事務局取りまとめに対して、先ほどのエディトリアルに不統一な部分というものは今後修正可能だったら修正していくというような判断で、その文面につきましては、私と事務局に一任させていただくということでよろしいでしょうか。特に御異論がなければ、そのようにさせていただければと思います。

この平成30年9月に統計委員会で決定した「評価分科会の審議事項に関する委員会の議決について」によりますと、この評価分科会が所掌する事務に関する事項は、評価分科会での議決承認が統計委員会自体の議決になることになっています。したがって、今ここで承認させていただいたことによって、この報告書自体は統計委員会の承認という形にもなったということを示し添えます。

報告書自体は、統計委員会のホームページに掲載、公表するという手続かと存じます。

議論の中で一度、厚生労働省さんの賃金構造の推計方法について、間違いではなくて非常に分かりにくい書き方をしていたということについて、美添先生の方で少し取りまとめさせていただいたことですので、先生も資料で席上配布資料になっているかと思いますが、もし御説明いただければ、よろしくをお願いします。

○美添臨時委員 少しだけお時間をいただきます。前回私が解りにくいとコメントしたところですが、資料の58ページで何のためにこんな式を書いたのか、帰りの電車の中で考えてみました。令和元年調査までの復元方法について、もう一回復習します。第1段で事業所を抽出する。その段階で一番上に書いてあるNに濃度の記号、カーディナルナンバーのN、Nは集合で、その濃度がNです。E_iが抽出率の逆数。層が決まるとE_iは一定のはずなので分かりにくいのですが、要するに、推計労働者数は、各事業所の労働者数Nに、抽出率の逆数を掛けていただけで、一番左側の式で済んでいるはずなのに、一番右まで変形して持っていくわけです。何のためにこの様なことをするのが、まず分からなかった。

本当の目的は、その下なのです。労働者数を推定することが目的ではなくて、男女、性、年齢、経験年数などに応じて労働者数を推計することがこの統計の使命です。そうすると、内訳の給与額については、事業所だけのiで済むのではなくて、2段目の抽出のjが必要になるわけ。2段目の式、下から2つに加えている推計総所定内給与額は、こうするのが当たり前。最後の式で、上で推計されたFと、こうやって推計された給与額の比をとる。

その最後の段階で、全てFを統一して使うのだから、一番上の式でも、一番左側のE掛けるW、N_iだけではなく、要するに、N_iの平均の大文字のN倍という普通の式ではな

く、一番右側に持って行ってすべての式で F_k を使えばよい。事業所の中で従業者数を、労働者の比率を適当に決めて、3分の1なり何分の1なりで抽出したものというのを作って割り算する。結果は、なるほど見事でしたということを書いたのが、机上配布の「資料の内容」です。

見かけ上複雑なので何のための変形かと思いましたが、席上配布資料の一番下に書いたように、労働者の属性ごとの推定を意識すると、こういう式になる。この式で割り算をすることは毎勤でもやっていますが、労働省では、比推定を使っていたのです。

従来の復元方法で、何が問題だったかということ、第2段抽出で欠測があることを無視して、大文字の F を作っていた点です。でも通常のように、58ページの一番上の左側の式で止めておけば、そういうことは起こらなかった。それを一番右の式に持ってきたから問題が起っていたということが分かりました。

それがどうして分かるかというのは、例えば資料の63ページを御覧いただきますと、現行の方法では労働者数が過小推計になるわけです。

ところが、属性別の労働者数や賃金や割り算で計算しますから、分子も分母と同様に過小だから、あまり差は出ない。これが比推定の効果で、64ページを見ると方法を変えてもそれほど差が出ない。昔から、毎勤でも比推定を使っていたのは、こういうことを想定していたはずで。

昨日、このメモを皆さんに説明するために清書しているときに、賃金構造統計のウェブサイトを見たのですが、違う記号が使われていました。推計方法に添え字の i と書いてあるのが労働者だ。また、特に労働者数の推計式として、大文字の F イコール F_i の合計。特定の事業所の中で、この F として抽出率の倍数を掛ける。要するに、抽出された人を、調査した人に復元倍率を掛けているだけで、事業所の労働者数に戻っているのです。何のためにこんなことするのか説明がないので、これから分析しようという研究者がホームページを見たときは、多分パニックになると思います。

このように、第6回の資料として出していただいた資料は、丁寧に考えればある程度分かります。ただ、理由が書いていない。実際、厚労省のホームページにある賃金構造基本統計調査推計方法というPDFは非常に分かりにくい。これは改善していただきたい。利用者の観点から、この文書における表現の改善について検討することを希望します。

こういうことも含めて各府省で公表している情報を点検していただく必要があると思います。そのためには人も費用も必要です。統計の質を維持するためには、それなりのコストがかかるということが国全体の了解になることを期待して、このメモを作りました。どうもありがとうございます。

○椿分科会長 厚生労働省のウェブサイトにある説明資料がなかなか理解しにくいというような話については、別途、改善をしていただけたらと思います。

いずれにせよ、今後、各府省がきちっとした形で迅速に調査技術に関するPDCAを回していくことになったときに、サポートと同時に、この種の標準的な方法というのを考えておかないと、お互いの知識が全然交わらなくなってしまう、各府省の知識がきちっとお互いに共有できる形にはならないというのは、そのとおりかと思えます。

今回の我々のミッション自体の報告書としては、これはこういう形でいいと先ほど承認いただきましたけれども、過去の研究成果があまり残っていないとか、いろいろな問題を我々発見したわけで、これまで各府省のベテランの方が、いろいろな研究事業をしてきたことがつながっていないということは、非常に大きな問題だと私自身思ったところです。

○栗原総務省統計委員会担当室次長 今、美添先生からも御指摘があったように、それぞれ各府省さんの中でもしっかり体制を作って検討して欲しいということで、それぞれ、いろいろ体制とかの事情もある中でも、そこはそれぞれ頑張ってくださいという要素がある部分と、統計改革推進会議の方で出された総合的対策の中でも、統計研究研修所等がそのような技術的な面も含めて支援するという方向性も出されているということで、前々回、研修所の方から相談窓口みたいなものを設けますと御説明したかと思しますので、そうしたものも活用しながら、全体的な底上げをどう図っていくかが一つの課題と認識しています。

○樫分科会長 まさにそういうところが今後進めばと思います。

さて、基本的に先ほど審議結果報告書自体は取りまとめいたしました。来年度の課題と進め方もここには入っていますが、これ自身の詳細、具体については、追って事務局の方で整理していただきたいと思います。

それでは、対面の会議をあまり長くやるというのは今よくないと言われていきますので、予定された議事自体終了しましたので、分科会はここまでとさせていただきます。本当にどうもいろいろ御協力いただきましたこと、ありがとうございます。

最後に、事務局から連絡事項をお願いいたします。

○福田総務省統計委員会担当室室長補佐 次回の日程につきましては、後日日程調整をさせていただきますと思っていますので、よろしくをお願いいたします。

○樫分科会長 それでは、本日はこれまでといたします。

改めまして、お忙しいところ、そしてこの非常事態のところ、審議に御協力いただきましたこと、心から感謝申し上げます。どうもありがとうございました。